

1

2

3

4

# 第二次滋賀県再犯防止推進計画

(案)

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

滋賀県

## 目次

1		
2		
3	第1章 計画策定にあたって	.....1
4	1 計画策定の趣旨	
5	2 計画の位置づけ	
6	3 計画の期間	
7	4 計画の推進体制	
8		
9	第2章 本県の再犯防止を取り巻く状況	.....3
10		
11	第3章 第一次滋賀県再犯防止推進計画の取組・課題	.....4
12	1 国・民間団体等との連携強化	
13	2 就労・住居の確保	
14	3 保健医療・福祉サービスの利用の促進	
15	4 非行の防止と修学支援の実施	
16	5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発	
17		
18	第4章 基本理念と基本目標	.....9
19	1 基本理念	
20	2 基本目標	
21	3 取組方針	
22		
23	第5章 基本施策	.....10
24	1 国・市町・民間団体等との連携強化	
25	(1) 国・市町・民間団体等と連携した更生支援の実施のための取組	
26	(2) 市町に対する必要な支援や域内のネットワークの構築のための取組	
27	2 就労・住居の確保	
28	(1) 就労の確保のための取組	
29	(2) 住居の確保のための取組	
30	3 保健医療・福祉的支援の充実	
31	(1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組	
32	(2) 薬物依存症者への支援のための取組	
33	(3) 特性に応じた支援のための取組	
34	4 非行防止と修学支援の実施	
35	(1) 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための取組	
36	(2) 非行等を理由とする修学中断の防止のための取組	
37	(3) 非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する 子ども・若者に対する支援のための取組	
38		

1	5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	
2	(1) 民間協力者の活動の推進のための取組	
3	(2) 広報・啓発活動の推進のための取組	
4		
5	第6章 計画の進行管理	.....26
6		
7	参考	.....27
8	更生支援等に関する施策の動向を把握するための参考指標	
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		

# 1 第1章 計画策定にあたって

## 4 1 計画策定の趣旨

6 本県では、平成31年3月に第一次滋賀県再犯防止推進計画(令和元年度～5年度)を策定し、  
7 国、市町、および民間協力者等とともに、再犯防止および更生保護に取り組んでまいりました。

8 罪を犯した人等の中には、生活困窮や孤独・孤立など様々な生きづらさのある人も多く、新型  
9 コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、さらに多くの人が経済的・社会的に困難な状  
10 況です。

11 国・県・市町が提供する様々な制度や保健医療福祉サービス等は、罪を犯したかどうかにかか  
12 わらず、支援が必要な人に提供されるのですが、困難な状況で罪を犯した人等にとっては、自  
13 ら必要な支援にたどり着くことは容易ではありません。地域社会の理解が進まないこと等によって  
14 孤立に陥り、生きづらさや、社会的なステigma<sup>1</sup>から再び罪を犯してしまう人がいます。

15 また、罪を犯した高齢者や障害のある人等の中には、必要な福祉的支援や地域社会の理解が  
16 あれば、再犯に陥らず、社会参加を目指せる人もいます。

17 このたび、第一次滋賀県再犯防止推進計画が終期を迎えることから、令和5年3月に策定され  
18 た国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、関係機関が一丸となって、生きづらさのある人に寄り  
19 添いながら、犯罪が選択肢とならないような社会環境をつくるとともに、それがひいては被害者を  
20 生み出さない社会となることを目指して、新たな計画を策定するものです。

## 22 2 計画の位置づけ

24 この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条<sup>2</sup>に規定する「地方再犯防止推進計画」  
25 として、令和5年(2023年)3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画を勘案して、本県に  
26 おける再犯防止施策の推進に関する計画を定めるものです。

27 また、滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画、滋賀県保健医療計画、レイ  
28 カディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン、(仮称)滋賀県依  
29 存症総合対策計画等の分野別および関連計画と整合および連携を図りながら定めるものです。

## 31 3 計画の期間

33 この計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間と  
34 します。

<sup>1</sup> 「ステigma」…社会における多数者の側が自分たちとは異なる特徴をもつ個人や集団に押しつける否定的な評価。身体・性別・人種に関わるものなど(出典:広辞苑)

<sup>2</sup> 「地方再犯防止推進計画」

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

1           **4 計画の推進体制**

2  
3       この計画は、国・県・市町・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものである  
4       ことから、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援を行う民間協力者、行政などによる滋賀県  
5       再犯防止推進会議の場で、事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行うとともに、その  
6       意見を踏まえて、県として必要な支援について、関係部局と連携を図りながら、効果的に進めま  
7       す。

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

## 1 第2章 本県の再犯防止を取り巻く状況

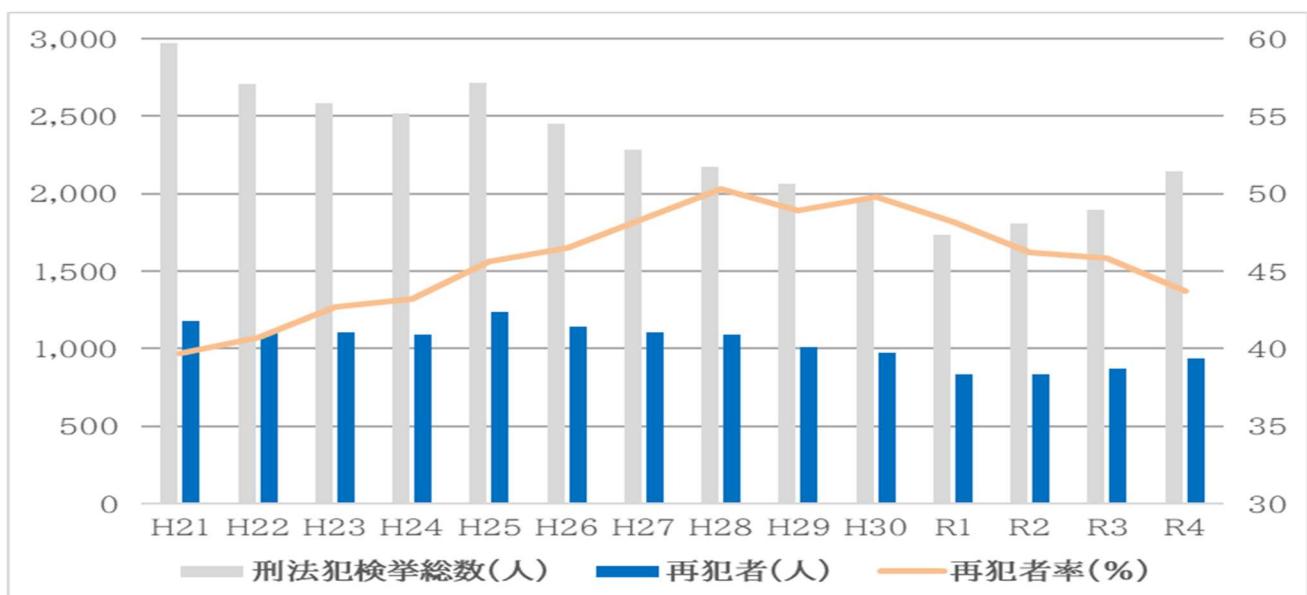
4 本県では、更生保護や再犯防止の分野において、比較的早い段階から福祉分野と連携した取  
5 組を進めてきました。こうした取組は、県だけで行えるものではなく、刑事司法関係機関、更生保  
6 護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司<sup>3</sup>、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主  
7 体の参画のもと官民協働で実施してまいりました。

8 そうした中で、第一次滋賀県再犯防止推進計画(平成31年度～令和5年度)を策定し、5年が  
9 経過しますが、依然として検挙される人員の約半数が再犯者となっており、令和4年においても、  
10 刑法犯検挙総数2,146人のうち再犯者数は938人で再犯者率<sup>4</sup>は43.7%(全国平均:47.9%)  
11 となっています。

12 また、再犯者数は、減少傾向にありましたが、令和3年以降増加傾向に転じています。

14 (滋賀県における刑法犯検挙者総数中の再犯者数及び再犯者率)

年次	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯検挙総数(人)	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893	2,146
再犯者(人)	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834	868	938
再犯者率(%)	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9	43.7



(出典:法務省の統計データ「刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率」による)

3 「保護司」…犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

4 「再犯者率」…犯罪により検挙された人の中で、過去にも検挙されたことがある人の割合

※参考「再犯率」…犯罪により検挙された人の中で、その後の一定期間内に再び犯罪を行う人の割合

1 第3章 第一次滋賀県再犯防止推進計画の取組・課題

4 1 国・民間団体等との連携強化

6 【取組】

7 ①令和元年5月、法務省と「再犯防止三方よし宣言」を提唱し、再犯防止について改めて国と県  
8 の連携を確認しています。

10 <再犯防止三方よし宣言>

- 11 ·再犯防止に協力する民間の方々が活動しやすいよう支援する「支え手よし」
- 12 ·罪を償って立ち直ろうとする人が、繰り返し犯罪に手を染めることがないよう支援する  
13 「受け手よし」
- 14 ·地域の皆様が安全・安心に暮らすことができる社会の実現に努める「地域よし」

16 ②市町において、再犯防止推進計画の策定が進むよう、情報提供等の働きかけを行っており、令  
17 和5年4月1日時点で、15市町が策定済となっています。

19 ③平成30年度に、大津地方検察庁や大津保護観察所等の国関係機関(5機関)や、滋賀県保護  
20 司会連合会、滋賀県更生保護事業協会、滋賀県社会福祉協議会、滋賀弁護士会等の民間協  
21 力者(12団体)、および県関係各課で構成している再犯防止推進会議を設置し、意見交換や取  
22 組事例の共有を行っています。

23 また、令和3年度には、法務省と共に滋賀県地域連携協議会を3回開催し、県と市町の連携  
24 モデルの検討および試行等を行いました。

26 ④罪を犯した高齢者や障害のある人等福祉的支援が必要な人への雇用主や福祉事業所による  
27 支援が継続的・安定的に実施できるよう、専門的な知識と経験を有する社会福祉士会による  
28 相談アドバイスを実施しています。

30 【課題】

- 31 · 地域の支援に円滑につなぐことができるようネットワークの充実が求められています。
- 32 · 社会復帰支援だけでなく、地域社会の一員として過ごせる環境の整備が必要です。

## 1 2 就労・住居の確保

### 3 【取組】

4 ①県建設公共工事の競争参加資格審査制度における優遇制度を拡充し、令和5年3月末時点に  
5 おける、協力雇用主<sup>5</sup>としての登録事業者は242社となっています。

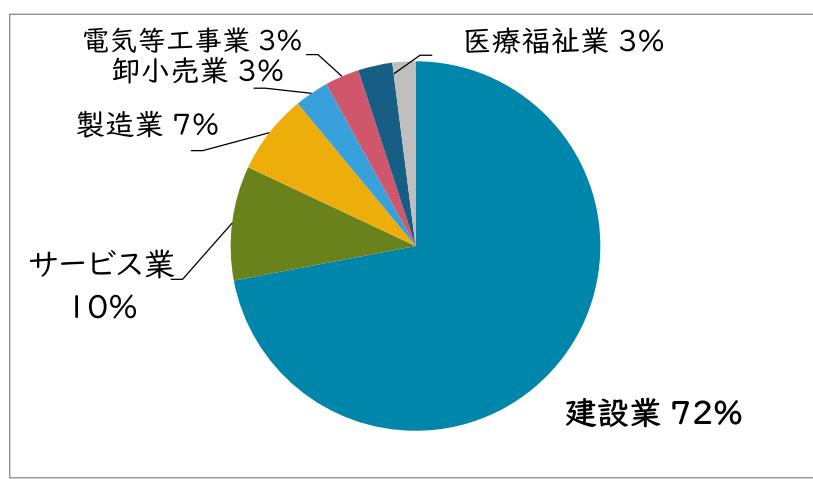
6 ②平成30年度から令和2年度にかけて法務省のモデル事業を受託し、協力雇用主への相談対  
7 応やアプローチを実施しました。令和4年10月時点における協力雇用主の数は397社となって  
8 います。

9 ③住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援法人を指定  
10 しており、令和5年10月末時点での指定数は7者となっています。また、住宅確保要配慮者の  
11 入居を拒否しないセーフティネット住宅の登録を促進しており、令和5年3月末時点での登録  
12 数は11,405戸となっています。

13 ④令和4年3月に「滋賀県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部を改正し、本来、  
14 世帯での入居が原則である県営住宅の単身入居要件に「保護観察に付されている人等」を追  
15 加しています。

### 16 【課題】

- 17 市町が単独で実施することが困難な就労や住居確保の支援が求められています。
- 18 協力雇用主のもとで実際に雇用に至っている人数が少なく、協力雇用主の職種にも偏りがある  
19 ため、職種の選択肢を増やすことが求められています。
- 20 生活をするためだけに働くのではなく、やりがいや居場所を感じられるような雇用のあり方が求  
21 められています。



(協力雇用主登録事業者の業種別割合(滋賀県) 令和4年10月)

出典:大津保護観察所の統計による。

5 「協力雇用主」…犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主(保護観察所が登録)

### 1 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

#### 2 【取組】

3 ①地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障害などにより、福祉的支援が必要な方に対  
4 し、刑事司法手続き段階での支援を実施しており、令和4年度には、必要な支援機関等へのコー  
5 ディネートを13件実施しました。

6 ②令和元年11月に、国・県・市町・民間協力者が参加する薬物依存症ネットワーク連絡会を設置  
7 し、薬物依存の支援に特化した事例検討、情報共有を行っています。

8 ③刑事司法関係機関や福祉関係職とともに、司法福祉アセスメント委員会を開催し、刑事司法手  
9 続き段階の人を対象に、罪を犯した背景的要因を明らかにして、今後に必要な支援と配慮の検  
10 討を行っています。

#### 11 【課題】

- 12 ・刑事司法関係機関、行政、地域の医療・福祉関係機関の更なる連携強化が必要です。  
13 ・再犯者率が高い薬物犯罪等について依存症対策と連携した支援や特性に応じた支援が必要で  
14 す。  
15 ・性犯罪者等の性課題のある人への支援を行う人材の育成が必要です。

罪種別 検挙人員(少年を除く)		総数		初犯者・再犯者別			再犯者率 (総数)	
				初犯者	再犯者	うち)女性		
		うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性	うち)女性		
令和元年	覚醒剤取締法	50	6	9	1	41	5	82%
	麻薬等取締法	1	0	0	0	1	0	100%
	大麻取締法	36	4	20	3	16	1	44%
令和2年	覚醒剤取締法	72	16	14	6	58	10	81%
	麻薬等取締法	1	0	0	0	1	0	100%
	大麻取締法	32	3	12	3	20	0	63%
令和3年	覚醒剤取締法	48	14	7	2	41	12	85%
	麻薬等取締法	6	1	5	1	1	0	17%
	大麻取締法	30	2	12	1	18	1	60%

21 (罪種別 検挙人員(犯行時年齢が20歳以上のもの)(滋賀県))<sup>6</sup>

22 出典:大阪矯正管区の統計による。

23 <sup>6</sup> 前科または前歴が薬物関係によるものとは限らない。

1   **4 非行の防止と修学支援の実施**

2   **【取組】**

3   ①県内9か所に設置している「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援として、生活改善、  
4   就学・就労支援、家庭支援を実施し、県内16か所に設置されている少年センターにおいて、無  
5   職少年等非行防止対策として、就学・就労支援を実施しています。

6   ②貧困の連鎖を断つことを目的とし、生活困窮世帯の子どもへの学習・育成支援を行っています。

7   ③再非行のおそれのある非行少年等に対して、積極的に手を差し伸べる立ち直り支援等を継続  
8   的に実施しています。

9   **【課題】**

10   ・少年等の再非行を防止するためには、適切な就労・修学支援が必要です。  
11   ・家庭環境の多様化により、個々のケースに適応した支援が必要であり、教育、司法、福祉などの  
12   機関を越えた連携が必要です。

## 1 5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発

### 2 【取組】

3 ①令和3年度に県民フォーラムをオンラインで開催し、県における再犯防止の取組や保護司の活  
4 動内容を紹介し、県民の更生保護への理解を促進しました。

5 ②保護司や協力雇用主の活動について、好事例をまとめたパネルやパンフレットを作成し、県内  
6 企業や更生保護関係行事の会場において展示・配布することで、広く周知しました。

7 ③令和3年度に、長きにわたって再犯防止や更生保護に献身的に活動していただいた民間協力  
8 者の方々への感謝を表すため、知事感謝状制度を創設しました。令和4年度においては、保護  
9 司や更生保護女性会員など計9名に感謝状を授与しました。

10 ④“社会を明るくする運動”<sup>7</sup>において、令和4年度には、大津港びわ湖花噴水等を運動のシンボ  
11 ルカラーである黄色に照らす、イエローライトアップ等を通じて、広く県民へ同運動の周知を図り  
12 ました。

### 13 【課題】

14 ・保護司のなり手不足について、持続可能な保護司制度の構築に向けた基盤整備への支援が求  
15 められています。  
16 ・更生保護や保護司制度に関する県民の理解を促進する必要があります。

	定数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	52,500人	46,763人 (89.1%)	46,358人 (88.3%)	46,705人 (89.0%)	46,956人 (89.4%)
滋賀県	498人	489人 (98.2%)	473人 (95.0%)	484人 (97.2%)	488人 (98.0%)

23 (保護司の充足率の推移 令和5年1月1日現在)

24 出典：法務省の統計による

### 25 第一次再犯防止推進計画の成果

26 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の  
27 地域生活定着率 目標値 90%以上

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定着率(%)	91.2%	95.3%	92.6%	100%

<sup>7</sup> “社会を明るくする運動”…この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。(出典：令和4年版再犯防止推進白書)

1   **第4章 基本理念と基本目標**

4   **1 基本理念**

6   誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現

7   ～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～

9   **2 基本目標**

11   罪を犯し、生きづらさのある人が犯罪を選択肢とすることなく地域で暮らしていくことができる  
12   社会の実現

14   **3 取組方針**

16   (1)地域社会における生活で困難な状況にある罪を犯した人等の主体性を尊重し、困難に応じた  
17   生活再建を実施します。

19   (2)刑事司法手続を含むあらゆる段階で、生きづらさのある人に寄り添う「息の長い支援」を実  
20   施します。

22   (3)犯罪被害者等の存在を十分に認識し、罪を犯した人等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等  
23   を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します。

25   (4)国・県・市町・民間団体等の役割分担を踏まえ、緊密な連携協力による「支援の輪の拡充」に  
26   より、更生支援を総合的に推進します。

28   (5)罪を犯した人を支援する者が孤立することのないように、関係機関の有機的なネットワークを  
29   強化します。

31   (6)更生支援の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。